

広域行政 ニュースレター

第5号 2002.3

発行 福島県総務部市町村課 地方分権・広域行政推進担当
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16
URL <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>
E-mail shichouson@pref.fukushima.jp
電話 (024)521-7058 Fax (024)521-7904



📞 今月号のメニュー 📞

- 特集 市町村合併への主な財政措置
- 連載 今月の合併特例法「議員の定数に関する特例（§6）」
- 広域行政に関する最近の動き（14.2月末現在）
- 広域行政Q & A「合併直後の予算調製はどうするの？」

特集 市町村合併への主な財政措置

市町村合併をすることにより、規模の経済が働いて行政経費が削減できると考えられますが、合併直後は電算システムの変更などの合併所用経費や新たなまちづくりのための費用が生じます。そこで、地方交付税や地方債・補助金を通して、合併したときに十分な投資が行えるように財政上の支援措置が設けられています。

【合併後の経費に対する措置】

（1）普通交付税の合併算定替

合併すると、スケールメリットにより経費の削減が可能になりますので、一般的には普通交付税が減少すると考えられます。しかし、経費の削減は合併後すぐにできるものばかりではありませんので、一定期間、旧市町村がそのまま存在しているものとみなして計算した交付税額を、合併後も保障するというものです。

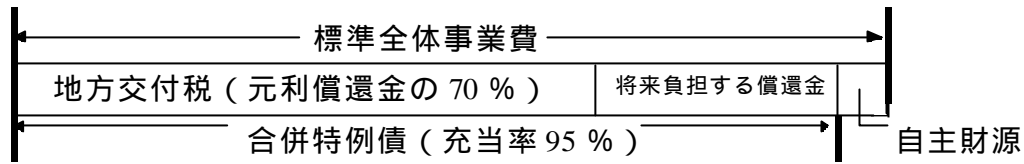


上図のように、合併後10か年度について旧市町村の合算額が保障され、その後5か年度をかけて合併後本来の額に段階的に縮減していきます。

（2）合併特例債

合併に際しては施設整備等のハード面の需要が予想されるほか、地域住民の連帯強化を図るためのソフト事業の実施も必要となってきます。そこで、合併後10か年度は、市町村建設計画に基づく事業や、病院の統合整備などに伴い必要となる地方公営企業に係る事業などの経費について、地方債（充当率95%）を充当することができます。また、その元利償還金の70%につい

ては普通交付税で措置されます。



(3) 特別交付税

合併を機に行われる新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金の格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要に対応するため、合併後3か年度にわたって特別交付税により包括的な支援措置が講じられます。



(4) 普通交付税 (合併補正)

合併直後に必要となる行政の一体化 (基本構想等の策定・改訂、電算システムの統一、ネットワークの整備等) に要する経費や、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費について、普通交付税によって措置されます。

(5) 合併市町村補助金

平成17年3月までに合併した市町村に対する、合併後3か年度を限度とする定額補助。人口規模により算出される合併関係市町村ごとの補助額の合算額が上限。対象事業については右のとおりです。

【対象事業】

<市町村建設計画に位置付けられた下記の事業>

- ・合併市町村において統一的に業務を遂行する上で必要となり、かつ行政運営の合理化・効率化に資する事業
- ・住民への行政サービスの水準確保・強化に資する事業
- ・公共的施設相互間の連携の強化に関する事業
- ・合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るために必要な事業
- ・合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な事業
- ・その他総務大臣が必要と認める事業

(2) ~ (5) の額については、具体的な市町村の組合せに基づいた試算が可能です。詳しくは、市町村課または、最寄りの地方振興局の広域行政相談コーナーにお問い合わせください。

【合併前の経費に対する措置】

(1) 合併準備補助金

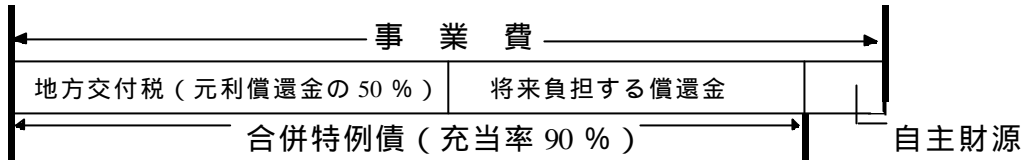
平成11年度以降に設置された法定合併協議会の構成市町村に対する、合併の準備に係る事業に要する経費についての、1関係市町村につき500万円を上限とする定額補助(1回限り)。

(2) 合併準備等経費に対する交付税措置

合併協議会設置経費等(協議会への負担金)や、合併前に要する電算システムの統一等の合併移行経費に対して、特別交付税によって措置されます。

(3) 合併前事業に対する地方債

合併重点支援地域において関係市町村、または、同地域内の一部事務組合等が広域的に行う公共施設の整備事業などの合併推進に資する事業に対して、地方債(充当率90%)を充当することができます。また、その元利償還金の50%については普通交付税で措置されます。



連載「今月の合併特例法」

議員の定数に関する特例

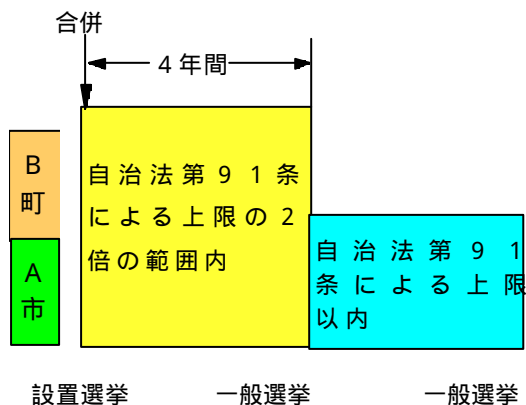
第4回目の今回は、「議会の議員の定数に関する特例」について解説します。

市町村の議会の議員の定数は、地方自治法第91条第1項の規定により、人口を基準としてその上限（表1）が定められていますが（平成14年12月31日までは法定数）、合併特例法では議員定数の激変緩和的な措置として、合併後の市町村議会の議員の定数や在任期間に係る特例措置が設けられております。ここでは、その議員の「定数特例」・「在任特例」について2回に分けて取り上げます。今回は、「定数特例」について解説します。

(1)新設合併の場合

市町村の法人格が消滅するため、原則としては合併前の市町村の議員はすべてその身分を失います。そして、合併後50日以内に、新市町村の人口に基づいて定められた定数により、新しい議会議員の選挙を行うことになります。

これに対する定数特例は、「最初の選挙による議員の任期に限り、上限の2倍まで定数を増やすことができる」というものです。



❖ 具体例

A市
人口 40,000人
上限 26人

+

B町
人口 15,000人
上限 22人



C市
人口 55,000人
上限 30人 × 2 = 60人以内

(2)編入合併の場合

原則として、編入する市町村の議員の身分には変動はありませんが、編入される市町村の法人格は消えることとなるので、編入される市町村議会の議員はすべて身分を失うことになります。このとき、合併後の市町村の議員定数の上限が増加する場合のみ、合併後50日以内に増員選挙を行うことができます。

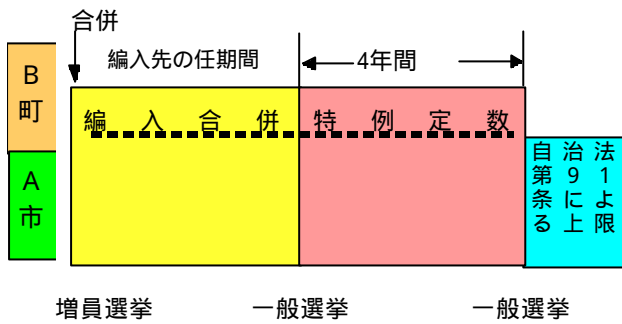
これに対する定数特例は、編入合併特例定数¹で定数を増やすことができます。旧市町村の区域で選挙区を設けて、増員選挙を行います。

さらに、合併後、最初に行われる一般選挙においても、旧市町村の区域で選挙区を設け、編入合併特例定数で定数増を行うことができます。

¹編入合併特例定数

編入する市町村の合併日の前日の議員定数（旧定数）に次の増員数を加えた定数。（端数は四捨五入、1未満は1とします。）

$$\text{増員数} = \left(\frac{\text{編入される市町村の人口}}{\text{編入する市町村の人口}} \right) \times \text{編入する市町村の旧定数}$$



❖ 具体例

A 市
人口 40,000 人
上限 26 人

B 町
人口 15,000 人
上限 22 人

C 市
人口 55,000 人
上限 30 人 + ★10 人 = 40 人
↓
編入合併特例定数

★10人 = 26人 × (1.5万人 ÷ 4万人)

(表 1) 市町村議会の議員の定数の上限

地方自治法第 9 1 条第 1 項は平成 1 5 年 1 月 1 日に改正となるため、右表は改正後の定数の上限を示しています。



今回は、「議会の議員の在任に関する特例」についての解説です。

市町村議会議員の定数 (平成 15 年 1 月 1 日より)

(町村)

- ・人口 2 千人未満 1 2 人以内
- ・人口 2 千人以上 5 千人未満 1 4 人以内
- ・人口 5 千人以上 1 万人未満 1 8 人以内
- ・人口 1 万人以上 2 万人未満 2 2 人以内
- ・人口 2 万人以上 2 6 人以内

(市)

- ・人口 5 万人未満 2 6 人以内
- ・人口 5 万人以上 1 0 万人未満 3 0 人以内
- ・人口 1 0 万人以上 2 0 万人未満 3 4 人以内
- ・人口 2 0 万人以上 3 0 万人未満 3 8 人以内
- ・人口 3 0 万人以上 5 0 万人未満 4 6 人以内
- ・人口 5 0 万人以上 9 0 万人未満 5 6 人以内
- ・人口 9 0 万人以上 5 6 人 + 4 0 万人毎に 8 人増した数以内 (最大 9 6 人)

広域行政に関する最近のうごき (14.2月末現在)

国等の動き

14. 2.21 政府の市町村合併支援本部が 4 回目の会合を開催し、市町村合併推進のための新たな指針を策定するとともに、合併支援プランを拡充することを決定。

県内のうごき

14. 1. 4 社団法人白河青年会議所が、西白河地方 8 市町村のトップを切って、矢吹町と中島村に対して合併協議会設置の本請求を行う。18 日までに 8 市町村すべてに本請求。
14. 1.20 いわき石川 J C が、石川郡 5 町村の合併協議会設置を目指して住民発議運動を実施することを決定。3 月をめどに実行委員会を発足させることを表明。
14. 1.21 船引町議会が、議長を会長とする「船引町議会町村合併等調査研究会」を設置。
14. 1.28 天栄村が議員、各種団体が構成する「天栄村広域行政問題研究会」を設置。
14. 1.30 三島町、金山町、昭和村の 3 町村が、合併を視野に入れて調査・研究を行う「大沼西部地方三町村合併研究会」を設置。
14. 2. 5 南会津地方 7 町村長で構成する「南会津郡広域行政研究会」が初会合を開催し、南会津地方の広域行政について総合的に調査検討していくこととした。
14. 2. 8 「浅川町合併問題懇談会」が初会合を開催し、平成 15 年度末まで合併の是非について検討を行うこととした。

- 14. 2.13 棚倉町、塙町、鮫川村の3町村が、法定合併協議会設置のために必要となる事項を協議するため、任意合併協議会「東白川地方三町村合併研究会」を設置。
- 14. 2.13 白河市が臨時議会を招集し、西白河地方8市町村の法定合併協議会設置の議案を提出。19日に可決された。
- 14. 2.14 霊山町が一般町民を対象とした「霊山町広域行政推進研修会」を開催。町民約150人が参加。
- 14. 2.17 矢吹町が、「市町村合併についての町民意見交換会」を開催。町民約200人が参加。
- 14. 2.18 耶麻郡の熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村の6町村が、「耶麻地方合併等調査研究会」を設置。

広域行政Q & A「合併直後の予算調製はどうするの？」



みきさん

昨年4月から配属になった新人。電話恐怖症も克服し、今では率先して問い合わせに答えるほどに。しかし、自転車で転んで服をダメにしてしまったり、そそっかしい性格は相変わらず。

よっちゃん

みきさんと同期で、同じ浜育ち。冷静に仕事をしながらも、体重の増加に悩んでいる。一見しっかり者だが、一つ覚えると前のことを忘れてしまい、いつもみきさんを煩わせている。



年度末にむけて何かと忙しく、みきさんが自分の業務をこなすべく一心不乱にパソコンへ向かっていると、同期のよっちゃんがいつもの笑顔で近づいてきた。



忙しいところゴメン！ねえ、みきさん。ちょっと教えて欲しいんだけど。



う、うん。(今日は何を聞かれるんだろう...)



合併する場合、合併日までに何らかの形で予算が成立していないといけないじゃない。でも、合併前には市町村長も議会も存在していないのに、どうやって予算を調製すればいいのかしら？



ああ、それにはちゃんと調整措置が規定されているの。新設合併の場合、新しい市町村長が決まるまでの間は、合併関係市町村の長の中から職務執行者を選んで¹、その人が必要最低限の職務を行うことになるよねえ。合併した日から予算が議会で議決されて成立するまでの間は、その職務執行者が、必要な収支について暫定予算を調製して執行できる²ということが定められているの。この

暫定予算は議会の議決を必要としないものなの。



新しい市町村長や議会議員が就任するまでの約2ヶ月くらいの暫定予算を組むわけね。その暫定予算ではどこまでの経費を計上できるの？



何でもよいというわけではなくて、新しい市町村長や議会議員が就任するまでの人件費とか事務費なんかの義務的経費や選挙費用、あとは、最小限度の庁舎や財産の施設維持管理費なんかが一般的なもの。政策面に属する事業費なんかは計上できないと思うわ。



ふ～ん。じゃあ、編入合併の場合はどうなるの？編入先の議会で、編入される市町村に係る分を見込んで予算調製できるんじゃない？



それはできないの。というのは、その議会審議には編入される市町村の議員が参加していないでしょ。だから適切な措置とはいえないの。編入合併の場合は新設合併のように規定が明文化されてはいないんだけど、合併協議会で編入される市町村の予算の取り扱いについて決めて、それに従って編入先の市町村長が、その予算を専決処分することが適当だと思う。



ありがとう、勉強になったわ。また教えてちょうだいね。

- 1) 地方自治法第152条
- 2) 地方自治法施行令第2条

広域 てい～・たいむ

市町村合併支援本部第4回会合
(平成14年2月21日)

小泉総理あいさつ

小泉内閣の進める構造内閣でも、民間と地方の知恵が活力を生み出す社会、これが大きな目標になってます。また、民間にできることは民間に、地方にできることは地方に、こういうことから、市町村合併問題は、大変重要な問題だと思ってます。今2000くらいですか、合併を検討しているのは。それを1000を目標に市町村合併を進めていくと。地方の役割が大きくなれば、やっぱり、ある程度、規模も必要だと思います。そういう点から、この目標を実現できるように、今後ともみなさん方の一層の御協力と御支援をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【お知らせ】

3月から市町村課のメールアドレスが変わりました。新しいアドレスは shichouson@pref.fukushima.jp です。

広域行政ニューズレターでは、みなさんからのご意見ご提案を募集しています。日頃、広域行政に関連して疑問に思っていること、今後取り扱ってほしい題材、また、本紙に関するご意見・ご感想もお待ちしております(広域行政ホームページの質問コーナー http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/kouiki_qa.html でも受け付けています)。

それいけ

広域くん

作・画：ちーさん



【編集後記】21世紀最初のスポーツの祭典となった冬季オリンピック・ソルトレークシティー大会が幕を閉じました。残念ながら日本に金メダルはありませんでしたが、精一杯に競技する選手たちの姿にはメダル以上の輝きを感じました。5月にはサッカーのワールドカップが控えており、好ゲームの展開と日本代表の大活躍を期待します。政府の市町村合併支援本部で、今後都道府県向けに新しい指針を策定することが決定され、合併に関する動向もますます慌ただしくなりそうです。この流れの中で、精一杯の取り組みをしていかなければならないと思います。(芳)

